

「すだちくんコンセント」認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が県内で所有する自然エネルギー発電施設に、地域の非常用電源として活用することができるコンセント設備を整備した場合において、当該コンセント設備を「すだちくんコンセント」として認定し、広く周知することで、自然エネルギーを活用した「自立・分散型電源」の導入を促進し、もって本県における電力レジリエンスの強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電施設 徳島県内にある、以下に定める種別の発電を行う施設をいう。
 - ア 太陽光発電
 - イ 水力発電
 - ウ 風力発電
 - エ バイオマス発電
 - オ その他、自然エネルギーを活用した発電方法であるとして、知事が認めるもの
- (2) 対象設備 災害時（停電時）に、自身が所有する発電施設から当該発電施設が設置された地域等へ非常用電源として電力供給することにより、地域の電力レジリエンスを強化することを目的として整備されるコンセント設備をいう。
- (3) パワコン 発電施設に設置されるパワーコンディショナをいう。
- (4) 標識 「すだちくんコンセント」として認定されたコンセント設備に対し、知事が申請事業者へ支給する掲示物をいう。
- (5) ステッカー 「すだちくんコンセント」として認定されたコンセント設備に対し、知事が申請事業者へ支給する掲示物をいう。

(対象事業者)

第3条 この要綱の規定に基づき、「すだちくんコンセント」の認定を申請することができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者又は知事が特に認める者とする。

- (1) 県内に発電施設を導入又は管理している事業者、法人格を有する団体（以下「事業者」という。）
- (2) 対象設備を整備済み（発電施設については稼働済み）である者
- (3) 県が実施する自然エネルギーを活用した自立・分散型電源に関する普及啓発事業に協力できる者
- (4) 災害時（停電時）に地域への電力供給が可能な発電施設として公表することに対し同意できる者

(公表する情報)

- ・「すだちくんコンセント」の所在地、位置図
- ・事業者名
- ・事業者の連絡先
- ・事業者のホームページ（※作成している場合に限る。）
- ・写真（発電施設、対象設備、活用状況等）

- (5) 災害時（停電時）の活用実績について、県から照会があった場合は協力できる者
- (6) 整備したコンセント設備近辺の見えやすい箇所に標識またはステッカーを掲示することができる者
- (7) 暴力団または暴力団関係者に該当しない者

（認定申請）

第4条 「すだちくんコンセント」の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）及び当該様式に記載の関係書類を添えて、知事に提出するものとする。なお、県との包括業務提携に基づき設備を整備している場合は申請を要しないものとするが、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

2 県との包括業務提携に基づき設備を整備している場合は県への申出をもって申請に代えることができる。なお、知事は必要に応じて書類の提出を求めることがある。

（認定）

第5条 知事は、前条に基づく申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査、現地確認の結果、実施要綱の目的に適合するものであると認められる時は認定を行うものとする。

2 知事は前条第2項の申出があった場合、内容を確認の上、認定を行うものとする。

（標識又はステッカーの支給）

第6条 知事は、前条の規定によって認定した対象設備に対して標識及びステッカーを支給する。

2 1 発電施設につき支給する標識及びステッカーについては、特別な理由がない限り、原則1枚までとする。ただし、第8条第3号又は第4号に基づく届出があり、標識またはステッカーの再支給が必要と判断された場合は、この限りではない。

（認定の取消し）

第7条 知事は、次の各号に該当する場合は、認定を取り消すものとする。

- (1) 次条第5号に該当するとき
- (2) 認定後、事業者が第3条に規定する事項に反する等の事態が判明したとき
- (3) 事業者の都合により標識又はステッカーの掲示を終了するとき
- (4) その他、知事が必要と認めたとき

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その理由を付して当該事業者へ通知するものとする。

3 事業者は、第1項第3号に該当する場合は、事前に県に知らせることとする。

4 事業者は、第1項の規定による認定の取り消しがあったときは、速やかに標識を知事に返納し、ステッカーを廃棄しなければならない。

（事業者からの届出）

第8条 次の各号に該当する場合には、各様式に掲げる関係書類を添えて、知事に届け出ること。

- (1) 認定後、「すだちくんコンセント」又は「すだちくんコンセント付随設備」の所有権が移転する場合（様式第2号及び第3号）

- (変更前の事業者が、変更後の事業者の同意を得た上で届け出ること。)
- (2) 認定後、「すだちくんコンセント」を同一の発電施設内、あるいは異なる発電施設へ移設した場合(様式第4号)
(異なる発電施設に移設した場合、標識についても当該発電施設近辺の見えやすい箇所に移設すること。)
- (3) 経年による劣化や損傷等により、標識又はステッカーの内容の確認が著しく困難と判断される場合(様式第5号)
- (4) 盗難・紛失等により標識を亡失した場合(様式第6号)
- (5) 「すだちくんコンセント」を撤去・処分した場合(様式第7号)
(ただし、第5条第2号に基づいた「すだちくんコンセント」において、「自立・分散型電源モデル構築事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第11条の2で規定される耐用年数期間内の場合、交付要綱の様式第4号で読み換えるものとする。)
(「すだちくんコンセント付随設備」のみを撤去・処分する場合、様式第8号の提出は不要。)

なお、第1号、第2号及び第5号については当該事実が発生した日から1か月以内に、第4号については該当する事実を確認した日から1か月以内に届け出るものとする。ただし、第5号ただし書に規定する場合は、交付要綱の提出期限を優先することとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

なお、既に認定を受けたものについては、要綱第8条を除き、従前のおりとする。

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地
名称
代表者名
電話番号

(担当者) 所属
職
氏名
電話番号

認定申請書

次の対象設備について「すだちくんコンセント」の認定を受けたいので、「すだちくんコンセント」認定制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 対象設備
・災害時（停電時）用コンセント 箇所
- 2 対象設備の整備目的
- 3 企業の概要
 - (1) 設立年月日
 - (2) 資本金
 - (3) 従業員数
 - (4) 業種

4 対象設備の概要

- ・非常時（災害時）用コンセント

No	設置した発電施設の所在地	コンセント口数
1	〒	口

※行が不足する場合は、行の追加や別紙で番号ごとに整理すること。

5 災害時（停電用）コンセントの運用方法

- ・「4 No. 1」が設置された発電施設

コンセントの 管理方法	<input type="checkbox"/> 常時開放型 <input type="checkbox"/> 施錠型（施錠型の場合、以下の欄に災害時の体制を記載）
	（記入欄）災害時の連絡受付体制、誰が現地で解錠を行うか等を記載

6 発電施設詳細

- ・「4 No. 1」が設置された発電施設

発電施設名称	※発電施設の名称がない場合は、空欄で可
所在地 (住所)	〒
発電方法の 種別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス <input type="checkbox"/> その他（ ）
稼働年月日	
パワコンの 発電出力(kW)	
パワコンの 自立運転機能	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 自動切替 <input type="checkbox"/> 手動切替） ※手動切替の場合、以下の欄に災害時の体制を記載 <input type="checkbox"/> 無
	（記入欄）災害時、誰が現地で手動切替を行うか等を記載

7 同意事項

すだちくんコンセントの認定の申請にあたり、次の事項を確認の上、必ず☑を行うこと。

- 県が実施する自然エネルギーを活用した自立・分散型電源に関する普及啓発事業に協力します。
- 災害時（停電時）に地域への電力供給が可能な発電施設として公表することに対し同意します。

（公表する情報）

- ・「すだちくんコンセント」の所在地、位置図
 - ・事業者名
 - ・事業者の連絡先
 - ・事業者のホームページ（）※未作成の場合は空欄で可
 - ・写真（発電施設、対象設備、活用状況等）
- 県が実施する自然エネルギーを活用した自立・分散型電源に関する普及啓発事業に協力します。
 - 整備したコンセント設備近辺の見えやすい箇所に標識及びステッカーを掲示します。
 - 暴力団または暴力団関係者には該当しません。

8 関係書類

- (1) 事業者または法人格を有する団体であることがわかる書類
- (2) 対象設備設置箇所（保管場所）付近の位置図
- (3) 対象設備の仕様、システム構成、数量等が確認できる資料（図面（パソコンを含む単結図）、パソコンの仕様書等）
- (4) 整備状況が確認できる写真（発電施設も含めたものとする）
- (5) 電力受給契約の内容が確認できる書類（「電力受給契約のご案内」の写し等）
- (6) その他、県が必要と認める書類

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地
名称
代表者名
電話番号

(※所有権移転前の事業者が届出者となること)

(担当者) 所属
職
氏名
電話番号

届出書（所有権の移転）

認定を受けた設備の所有権が、次のとおり移転しましたので、「すだちくんコンセント」認定制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出いたします。

1 対象設備の所有権の移転

	移転前	移転後
事業者名		
資本金		
従業員数		
業種		

2 所有権移転の年月日

3 所有権移転の理由

4 設備

- ・すだちくんコンセント（非常時（災害時）用コンセント）

No	設置した発電施設の所在地	コンセント口数
1	〒	口

※行が不足する場合は、行の追加や別紙で番号ごとに整理すること。

5 関係書類

- (1) 電力受給契約の事業者変更の内容が確認できる書類（「電力受給契約のご案内」の写し等）
- (2) 「すだちくんコンセント」の認定通知書の写し
- (3) 所有権移転後の事業者の同意書（様式第3号）
- (4) その他、県が必要と認める書類

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地
名称
代表者名
電話番号
(※所有権移転前の事業者が届出者となること)

(担当者) 所属
職
氏名
電話番号

同意書

「すだちくんコンセント」認定制度実施要綱第1条に規定の目的のため、様式第2号にて、所有権が移転となった設備について、引き続き「すだちくんコンセント」として活用することについて同意いたします。

1 同意事項

次の事項を確認の上、必ず☑を行うこと。

- 県が実施する自然エネルギーを活用した自立・分散型電源に関する普及啓発事業に協力します。
- 災害時（停電時）に地域への電力供給が可能な発電施設として公表することに対し同意します。

（公表する情報）

- ・「すだちくんコンセント」の所在地、位置図
- ・事業者名
- ・事業者の連絡先
- ・事業者のホームページ（ ） ※未作成の場合は空欄で可。
- ・写真（発電施設、対象設備、活用状況等）

- 県が実施する自然エネルギーを活用した自立・分散型電源に関する普及啓発事業に協力します。
- 整備したコンセント設備近辺の見えやすい箇所に標識及びステッカーを掲示します。
- 暴力団または暴力団関係者には該当しません。

2 関係書類

事業者または法人格を有する団体であることがわかる書類

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地
名称
代表者名
電話番号

(※所有権移転前の事業者が届出者となること)

(担当者) 所属
職
氏名
電話番号

届出書（移設）

当社が所有する「すだちくんコンセント」について、次のとおり移設しましたので、「すだちくんコンセント」認定制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出いたします。

1 移設した「すだちくんコンセント」（非常時（災害時）用コンセント）

No	発電施設の所在地		コンセント口数
1	(移設前)	〒	口
	(移設後)	〒	口

※行が不足する場合は、行の追加や別紙で番号ごとに整理すること。

・「1 No. 1」の移設後の発電施設

コンセントの 管理方法	<input type="checkbox"/> 常時開放型 <input type="checkbox"/> 施錠型（施錠型の場合、以下の欄に災害時の体制を記載）
	（記入欄） 災害時の連絡受付体制、誰が現地で解錠を行うか等を記載

2 発電施設詳細

- 「1 No. 1」の移設後の発電施設

発電施設名称	※発電施設の名称がない場合は、空欄で可
所在地 (住所)	〒
発電方法の 種別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> バイオマス <input type="checkbox"/> その他 ()
稼働年月日	
パワコンの 発電出力(kW)	
パワコンの 自立運転機能	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 自動切替 <input type="checkbox"/> 手動切替) ※手動切替の場合、以下の欄に災害時の体制を記載
	<input type="checkbox"/> 無 (記入欄) 災害時、誰が現地で手動切替を行うか等を記載

3 関係書類

- (1) 移設後の発電施設付近の位置図
- (2) 移設後の発電施設のシステム構成 (図面 (パワコンを含む単結図)、パワコンの仕様書等)
- (3) 移設後の状況が確認できる写真 (発電施設も含めたものとする)
- (4) 電力受給契約の内容が確認できる書類 (「電力受給契約のご案内」の写し等)
- (5) 「すだちくんコンセント」の認定通知書の写し
- (6) その他、県が必要と認める書類

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地
名称
代表者名
電話番号

(※所有権移転前の事業者が届出者となること)

(担当者) 所属
職
氏名
電話番号

届出書（標識・ステッカーの劣化・損傷等）

次の「すだちくんコンセント」に係る標識または貼付したステッカーについて劣化・損傷が著しく、内容の確認が困難となっているため、「すだちくんコンセント」認定制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出いたします。

1 すだちくんコンセント（非常時（災害時）用コンセント）

No	設置した発電施設の所在地	コンセント口数
1	〒	口

※行が不足する場合は、行の追加や別紙で番号ごとに整理すること。

2 劣化・損傷状況の写真（写真については別途任意様式で可）

「1 No. 1」の標識の写真
(写真添付)

「1 No. 1」のステッカーの写真
(写真添付)

3 関係書類

- (1) 「すだちくんコンセント」の認定通知書の写し
- (2) その他、県が必要と認める書類

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地
名称
代表者名
電話番号

(※所有権移転前の事業者が届出者となること)

(担当者) 所属
職
氏名
電話番号

届出書（標識の亡失）

次の「すだちくんコンセント」に係る標識を亡失したため、「すだちくんコンセント」認定制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出いたします。

1 すだちくんコンセント（非常時（災害時）用コンセント）

No	設置した発電施設の所在地	コンセント口数
1	〒	口

※行が不足する場合は、行の追加や別紙で番号ごとに整理すること。

2 亡失理由

No	亡失確認日	亡失理由
1	令和 年 月 日	

3 劣標識を亡失したことが確認できる写真（写真については別途任意様式で可）

「1 No. 1」の標識の写真
(写真添付)

4 関係書類

- (1) 「すだちくんコンセント」の認定通知書の写し
- (2) その他、県が必要と認める書類

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地
名称
代表者名
電話番号
(※所有権移転前の事業者が届出者となること)

(担当者) 所属
職
氏名
電話番号

届出書（撤去・処分）

次の「すだちくんコンセント」を撤去・処分するため、「すだちくんコンセント」認定制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出いたします。

1 すだちくんコンセント（非常時（災害時）用コンセント）

No	設置した発電施設の所在地	コンセント口数
1	〒	口

※行が不足する場合は、行の追加や別紙で番号ごとに整理すること。

2 理由・方法

No	理由	方法
1		

3 関係書類

- (1) 「すだちくんコンセント」の認定通知書の写し
- (2) その他、県が必要と認める書類